

これまでの国等における取組経過

- H 2. 11. 7 国会等の移転に関する決議(衆参両院で採択)
- H 4. 12. 24 国会等の移転に関する法律(公布施行)
- H 5. 4. 20 国会等移転調査会(第1回)
- H 7. 12. 13 国会等移転調査会最終報告(公表)
- H 8. 6. 26 国会等の移転に関する法律の一部を改正する法律(公布施行)
- H 8. 12. 19 国会等移転審議会(第1回)
- H11. 12. 20 国会等移転審議会(第31回)

※答申 移転先候補地「栃木・福島地域」「岐阜・愛知地域」「三重・畿央地域」

- H12. 5. 18 衆議院国会等の移転に関する特別委員会「国会等の移転に関する決議書」採択

○答申を踏まえ、移転先候補地の絞込みを行い、2年を目途にその結論を得る。

- H15. 5. 28 衆議院国会等の移転に関する特別委員会「中間報告書」採択

〈抜粋〉

- 審議会答申以降の社会経済情勢の変化を十分に踏まえ、移転の規模・形態や実施のタイミング、移転の手法などについて、新たな観点からさらに議論を続けるべきである。特に、審議会答申を基本とした上で、国会等を分散して移転すべきとの新たな発想が示された。
- 委員会の大半の意見は終始一貫して国会等の移転の意義・重要性を強く訴え、「移転を実現すべし」とするものであった。
- 国会等の移転は、衆参両院が軌を一にして取り組むべき課題であり、今後、本委員会の中間報告を踏まえつつ、両院の密接な連携の下に検討を進め結論を得られるよう要請する。

- H15. 6. 11 参議院国会等の移転に関する特別委員会「中間報告書」採択

〈抜粋〉

- 今日の経済財政情勢、国民の合意形成の状況等を勘案し、防災対応機能、危機管理機能の中枢を優先して移転させるとともに、その他の機能についても、移転先を決定し、移転を実施すべきものとする。
- 国会等の移転は、国民全体の将来に係わる最重要の課題であり、本委員会の中間報告を踏まえつつ、引き続き、両院の密接な連携の下に議論を進めることが必要と考える。

- H15. 6. 16 国会等の移転に関する政党間両院協議会(第1回)

- H16. 12. 22 国会等の移転に関する政党間両院協議会(第12回)

※「座長とりまとめ」を衆参議員運営委員長に報告

〈要旨〉

- 「国会の意思を問う方法」について検討を重ねてきたが、国会等の移転は密接する諸問題(※)に一定の解決の道筋が見えた後、大局的な観点から検討し、意思決定を行うべきであるとの意見が多くを占めた。
- 今後は、意思決定に向けた議論に資するため、分散移転や防災、とりわけ危機管理機能(いわゆるバックアップ機能)の中枢の優先移転などの考えを深めるための調査、検討を行うこととする。

(※国と地方の新たな関係の構築、防災、危機管理のあり方など)

- H17. 10. 24 国会等の移転に関する政党間両院協議会(第15回)